

信用保証委託契約変更契約書

平成 年 月 日

※住所・氏名は必ず各自が自署し、実印を押印して下さい。

新委託者	住 所
	(フリガナ) 氏 名 印
旧委託者	住 所
	(フリガナ) 氏 名 印
連帯保証人	住 所
	(フリガナ) 氏 名 印
連帯保証人	住 所
	(フリガナ) 氏 名 印

沖縄県信用保証協会(以下「協会」という。)は新委託者()および旧委託者()並びに連帯保証人()

との間の信用保証委託契約について裏面のとおり合意し、変更の契約を締結する。

協会使用欄

検 印	照 合

保証 番号	
----------	--

(債務の引受)

第1条 新委託者は、旧委託者が協会との間に締結した平成 年 月 日付信用保証委託契約(以下「原契約」という)に基づく委託者の一切の契約上の地位(協会に対し負担していた一切の債務を含む)を承継するものとする。

(新委託者の履行責任)

第2条 旧委託者は、第1条により原契約の委託者の地位を免れ、新委託者が当該契約から生じる一切の債務履行の責任を引継ぐものとする。

(旧委託者の地位)

第3条 旧委託者は、新委託者が引受けた債務について連帯保証人となり新委託者と連帯して保証の責に任ずるものとする。

(連帯保証人の再確認)

第4条 連帯保証人は、本契約を承認し、新委託者と連帯して引続き保証の責に任ずるものとする。

(原契約の適用)

第5条 新委託者および連帯保証人は、本契約に定めのあるもののほか、原契約の各条項を遵守するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第6条 委託者または連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者または連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為

(経営者保証に関するガイドライン等)

第7条 連帯保証人が原契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会および日本商工会議所が事務局)が公表した経営者保証に関するガイドライン(公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」という。)に則った整理を申し立てた場合には、貴協会がガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める。

2. 委託者および連帯保証人は、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)の一部改正に伴い、原契約の規定にかかわらず、原契約第16条第5号を以下のとおり読み替えることに同意いたします。なお、本項は、一部改正された同施行令の施行期日である平成26年3月1日以降の原契約成立分より適用されるものであることを確認いたします。

中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関等